

海

小型船舶の安全のために

に出る前に
これだけは確認しよう!

必ず確認
しよう!

自船の安全確保3か条

出航前は
忘れずに

発航前検査チェックリスト

すべて
無料です

海上保安庁の情報提供



海上保安庁

自船の安全確保3か条

小型船舶の船長は、以下の3つの事項を実践して、自船の安全を確保しましょう！

- その1. 発航前、機関や燃料等の点検の実施
- その2. 航行時、常時見張りの徹底
- その3. 故障時に備え、救助支援者の確保



発航前・・・機関や燃料等の点検の実施

発航前は、船体とエンジン周り、燃料の量、バッテリーの状態を点検するとともに、最新の気象・水路情報等を入手しましょう！



航行時・・・常時見張りの徹底

航行時は、他の船舶の動向や浅瀬・定置網など周囲の水域の状況を継続して把握する必要があることから、常時適切な見張りを実施しましょう！



故障時に備え・・・救助支援者の確保

事故で最も多いのが機関故障！発航する際は、万が一の機関故障の発生に備え、仲間の船やマリナー等の救助艇による救助体制をあらかじめ確保しておきましょう！また、併せて入航時刻等を家族やマリナー等へ連絡しておきましょう！



※ 水上オートバイは民間救助組織の対象外の場合がありますので注意しましょう。

発航前検査チェックリスト

発航前検査は、船長の義務です。
発航前の検査義務違反は行政処分の対象となります。



エンジン始動前の検査

船体の検査

- ① 船体に亀裂や破口はないですか。
- ② エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。



エンジンの検査

- ③ 航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
- ④ 燃料コック（バルブ）は開いていますか。
燃料フィルタやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- ⑤ エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。
- ⑥ 冷却清水の量は十分ですか。
- ⑦ バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。



救命設備等その他の検査

- ⑧ ライフジャケットを着用しましたか。
- ⑨ 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
- ⑩ 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。



エンジン始動後の検査

エンジンの状態確認

- ⑪ 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計または電圧計は正常値を指していますか。
- ⑫ 冷却用の海水は通常どおりの量及び勢いで排出されていますか。
- ⑬ エンジンから異常な音や臭いは出ていませんか。



©2014 JMRA/KAZI

もし事故が発生した時は？

事故が発生したら、直ちに人命・船舶の救助を行うとともに、海上保安庁（118番）、付近の船舶などへ以下の項目について連絡してください。

自船（乗船者）に緊急事態が発生していることを周りに知らせることが重要です。

- 通報者の名前
- どのような事故か
(衝突、転覆、急病、海中転落など)
- 事故発生場所（通報場所）はどこか
(場所が不明な場合、出航場所及び事故発生場所への航行時間等)
- 傷病者の人数、傷病の状況及び実施した措置
- 船名、船種、乗船人数、船体の特徴
- 今通報している以外に利用できる連絡手段
- 船舶の状況及び実施した措置
- その他参考事項



小型船舶操縦者の遵守事項

プレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者（船長）に対し、法令で遵守事項を定めています。

●酒酔い等操縦の禁止

飲酒等の影響により、正常な操縦ができないおそれがある状態で、操縦することは禁止されています。



●危険操縦の禁止

遊泳者等に危険を及ぼすおそれがある操縦を行ったり、遊泳区域内に不用意に侵入する等の操縦は禁止されています。

※遊泳者等とは、遊泳者のほか、サーフィン、ダイビング、ヨット、カヌー、水上スキー、ミニボート等の水面の利用者を指します。



●免許者の自己操縦

水上オートバイを操縦するとき（全ての水域）、ボート等で港則法の港内や海上交通安全法の航路内を航行するときは、免許受有者が直接操縦しなければなりません。



●救命胴衣の着用

次の場合は、救命胴衣等の着用が義務づけられています。

- 水上オートバイに乗船する者
- 満12歳未満の子供
- 単独乗船の漁船で漁労作業をする者

○暴風甲板に乗船している者
ただし、命綱等を装着している場合や旅客船の乗客、船室内にいる場合は除外されます。

平成30年2月1日から義務化されました！！

●見張りの実施

航行の安全を確保するため、周囲の水域の状況や他の船舶の動向等を十分に判断することができるよう、常時適切な見張りを確保しなければなりません。



●発航前の検査

発航前には、航行の安全に支障をきたさないよう、燃料やオイルの量の点検、気象・水路情報等の収集、船体・機関の状態等の検査を実施しなければなりません。



事故時の人命救助

事故が発生した場合等には、人命救助に必要な手段を尽くさなければなりません。

これらの遵守事項に違反すると、業務停止等行政処分の対象となる場合があります。（下記参照）

■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
転落防止措置義務違反、発航前の検査義務違反	2点	5点

■ 行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

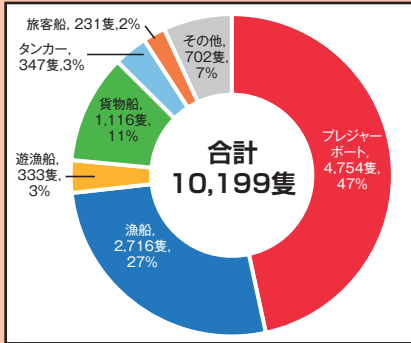
救命胴衣着用義務範囲拡大にかかる啓発動画を掲載しています。
(国土交通省海事局作成)



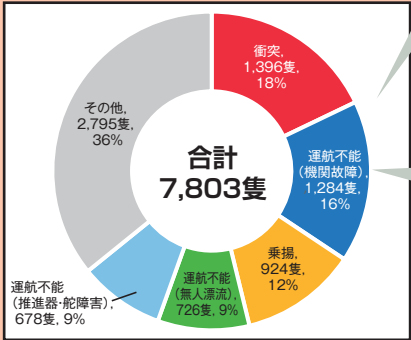
船舶事故の発生状況

過去5年の累計 (H28~R2)

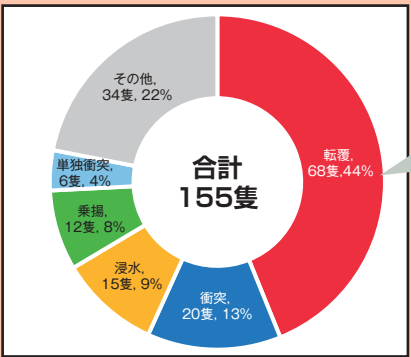
事故の発生状況



小型船舶の事故原因



小型船舶の死者・行方不明者を伴う事故種類別



※プレジャーボート:レクリエーションなどに用いる船舶で、モーターボート、水上オートバイ、ミニボートなどをいいます。

原因と対策

衝突と乗揚 (全体の約3割)

主要原因:見張り不十分

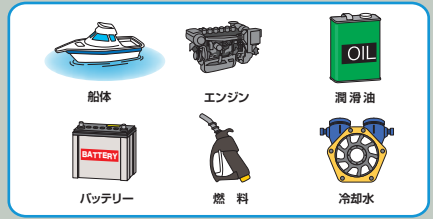


- 双眼鏡、レーダーなどを活用し見張っていますか
- 他の船舶、障害物、浅瀬が近くにありますか
- 今船がどこにいるか把握していますか

機関故障 (全体の約2割)

主要原因:機関整備不良

機関故障を防止するため、「適切な発航前検査」と「整備事業者等による定期的な点検整備」を実施しましょう。



転覆 (全体の約5割)

主要原因:気象海象不注意

「海の安全情報」などで最新の気象海象を確認し、悪化が予想される場合には出航の取り止めや早期帰航の決断をしましょう。

海の安全情報

海上保安庁では、全国各地の灯台等で観測した気象・海象の現況などの様々な情報を「海の安全情報」としてホームページ等で提供しています。

パソコン用サイト

スマホ用サイト

緊急情報配信サービス

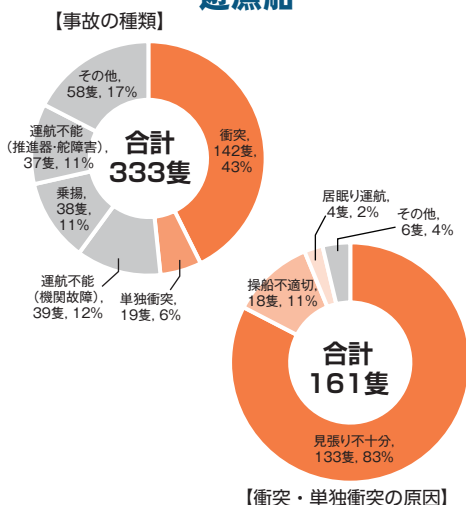
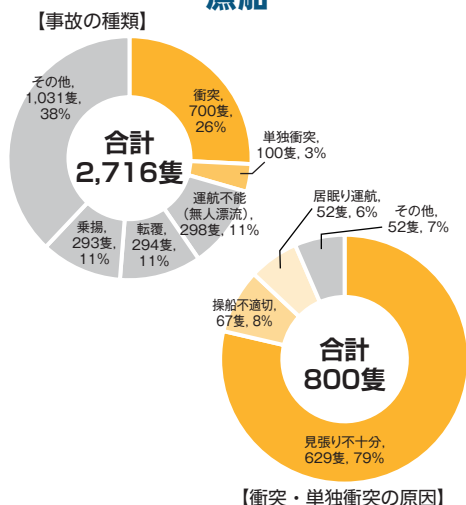


漁船・遊漁船の海難と安全運航のために

漁船・遊漁船の事故（過去5年の累計H 28～R2）

漁船

遊漁船



★ 衝突を防ぐためのポイント！

○約3割を占める、衝突を防止するため、航行中に限らず操業中や遊漁中も常時見張りを徹底し、近付いてくる船があれば早めの避航動作をとりましょう。

事事故事例と事故防止対策

【プレジャーボートの事故事例（機関故障）】

事故船舶は、航行中に突如機関が停止し、航行不能に陥りました。船外機カバーを外し内部を確認したところ、船外機内に直径5cmの破孔が認められ、整備事業者による調査の結果、金属疲労により、シリンダー付近のコンロッドが折れていることが判明しました。

★対策 整備事業者等による定期的な点検整備の実施

【ミニボートの事故事例（転覆）】

事故者は漂流状態で釣りをしている途中、用を足すために立ち上がったところ、船体のバランスが崩れ転覆しました。

★対策 船のバランスに注意（船内で立ち上らない）

【漁船の事故事例（衝突）】

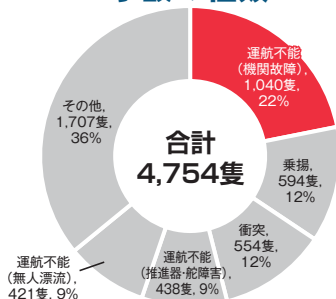
事故者は、漁場向け航行中、漂流中のプレジャーボートの存在に気付かず衝突しました。調査の結果、お互いに適切な見張りを実施していないことが判明しました。

★対策 ①常時見張りの徹底 ②早めの避航動作の実施

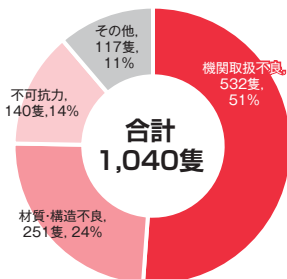
プレジャーボートを安全に利用するために

プレジャーボートの事故（過去5年の累計H28～R2）

事故の種類



運航不能（機関故障）の原因



★ 運航不能（機関故障）を防ぐためのポイント！

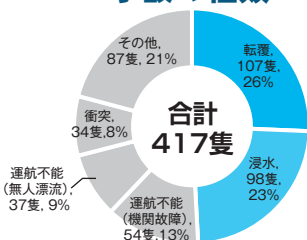
○ 約2割を占める運航不能（機関故障）を防止するため、以下の事項を励行しましょう。

- ・ 発航前検査チェックリストを活用した適切な発航前検査の実施
- ・ 整備事業者等による定期的な点検整備の実施

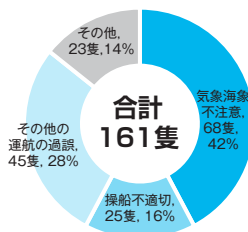
ミニボートを安全に利用するために

ミニボートの事故（過去5年の累計H28～R2）

事故の種類



転覆・浸水の原因



★ 転覆・浸水事故を防ぐためのポイント！

○ 約4割を占める転覆・浸水を防止するため、ミニボートに関する知識、ミニボートの特性、推奨される装備品等が記載された「ウォーターセーフティガイド（ミニボート編）」を確認の上、安全運航を心掛けましょう。

海上保安庁が提供するミニボートの事故防止のための情報は【[こちら](#)⇒】

 Water Safety Guide



海上保安庁からの情報提供

ウォーターセーフティガイド

海で安全に安心して楽しむための事故防止に関する情報を発信する総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」では、海に関する知識、アクティビティごとの特性や推奨される装備品、習得すべき技術等について掲載しています。

 Water Safety Guide



海難速報

海上保安庁が広報した海難の概要を毎日掲載しています。

船舶海難速報

マリンレジャー
人身海難速報



SNSによる情報発信

事故防止の情報や、安全啓発動画などをSNSにて発信しています。

ツイッター公式アカウント
「@JCG_koho」



YouTube公式アカウント
「海上保安庁」



トラブルシューティング

海上での機関トラブルが多発しています。トラブル発生時はトラブルシューティングを参考に、不具合の原因を探りましょう。



船外機
(4ストロークエンジン)



船内機・船内外機
(ディーゼルエンジン)



水上オートバイ